

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>宿泊約款</p> <p>第1条（適用範囲）</p> <p>1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2. 個別の宿泊契約において、本約款（別表を含む）と異なる事項を合意した場合は、当該事項が本約款に優先して適用されます。</p> <p>第2条（宿泊契約の申し込み）</p> <p>1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>(1) 宿泊者名</p> <p>(2) 宿泊日及び到着予定時刻</p> <p>(3) 宿泊料金</p> <p>(4) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。</p> <p>第3条（宿泊契約の成立等）</p> <p>1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した<u>とき</u>、または</p>	<p>宿泊約款</p> <p>第1条（適用範囲）</p> <p>1. 当社ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、<u>本約款</u>の定めるところによるものとし、<u>本約款</u>に定めのない事項については、法令<u>又は</u>一般に確立された慣習によるものとします。</p> <p>2. 個別の宿泊契約において、本約款（別表を含む）と異なる事項を合意した場合は、当該事項が本約款に優先して適用されます。</p> <p>第2条（宿泊契約の申し込み）</p> <p>1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする<u>方</u>は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>(1) 宿泊者名</p> <p>(2) 宿泊日及び到着予定時刻</p> <p><u>(3) 宿泊者又は予約者の連絡先</u></p> <p>(4) 宿泊料金 <u>(諸税を含む)</u></p> <p>(5) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。</p> <p>第3条（宿泊契約の成立等）</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>承諾の旨をインターネットの予約受付用サイトURL（以下、当サイトといたします）に表示した時、または、その旨の電子メールが宿泊客の指定するメールアドレスを管理するサーバーに到達した時に成立するものとします。</p> <p>2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。</p> <p>3. 申込金は宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、<u>違約金</u>に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。</p> <p>4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。</p> <p>5. 当ホテルが当サイトに誤った宿泊料金を提示し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の<u>申し込み</u>をされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は<u>無効</u>とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。</p> <p>第4条（申込金の支払いを要しない特約）</p> <p>1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがありま</p>	<p>1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した<u>時</u>、承諾の旨をインターネットの<u>当ホテルの</u>予約受付用サイトURL（以下、当サイトといたします）に表示した時、または、その旨の電子メールが宿泊客の指定するメールアドレスを管理するサーバーに到達した時に成立するものとします。</p> <p>2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。</p> <p>3. 申込金は宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、<u>取消料</u>に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。</p> <p>4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するに当り、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。</p> <p>5. 当ホテルが当サイトに誤った宿泊料金を提示し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の<u>申込み</u>をされ、当ホテルが承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は<u>取り消し</u>とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。</p> <p>第4条（申込金の支払いを要しない特約）</p> <p>1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>す。</p> <p>2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当り、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。</p> <p>第5条（宿泊契約締結の拒否）</p> <p>当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申込みが、<u>この約款</u>によらないとき。</p> <p>(2) 満室により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとするものが<u>暴力団、暴力団員、暴力団員関係者、団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）</u>である場合。</p> <p>(5) <u>宿泊しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。</u></p> <p>(6) <u>宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団に該当するものがあるもの。</u></p> <p>(7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。</p> <p>(8) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場</p>	<p>の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。</p> <p>2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当り、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。</p> <p>第5条（宿泊契約締結の拒否）</p> <p>当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申込みが、<u>本約款</u>によらないとき。</p> <p>(2) 満室により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p><u>(4) 宿泊しようとする者が次のイからハに該当すると認められるとき。</u></p> <p><u>イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u></p> <p><u>ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</u></p> <p><u>ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの</u></p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し暴</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>合。</p> <p>(9) 宿泊しようとする者が、<u>伝染病者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>(10) <u>宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(11) <u>天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。</u></p> <p>(12) <u>所在する都道府県・市町村の旅業法施行条例等の規定する場合に該当するとき。</u></p> <p>(13) 保護者の許可のない未成年のみが宿泊するとき。</p> <p>(14) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき経済的利益を図る目的を秘して申し込みをしたとき。</p> <p>第6条（宿泊客の契約解除権）</p> <p>1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>2. 当ホテルは、宿泊客が宿泊契約の全部<u>または</u>一部を解除した場合は、別表に掲げるところにより、取消料を申し受けます。<u>ただし、当ホテルが第3条第1項に定める申込を承諾する際に、</u>宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。</p>	<p>力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担 <u>（当ホテルで提供していないサービスの提供を繰り返し要求する行為や不当に当ホテルの従業員を長時間拘束する行為を含みます）</u> を要求した場合。</p> <p>(7) 宿泊しようとする者が、<u>旅館業法第5条1項1号に定める特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(8) 天災、施設の故障、<u>従業員の不足</u>、その他やむをえない事由により宿泊<u>余裕がない</u>とき。</p> <p>(9) <u>各都道府県・市町村の条例で特に定める事由があるとき。</u></p> <p>(10) 保護者の許可のない未成年<u>者</u>のみが宿泊するとき。</p> <p>(11) 宿泊の申し込みをした者が、予約した部屋につき経済的利益を図る目的を秘して申し込みをしたとき。</p> <p>第6条（宿泊客の契約解除権）</p> <p>1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>2. 当ホテルは、宿泊客が<u>その責めに帰すべき事由により</u>宿泊契約の全部<u>又は</u>一部を解除した場合は、別表に掲げるところにより、取消料を申し受けます。<u>但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、</u>宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。</p> <p>3. <u>当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を30分経過した時</u></p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>第7条（当ホテルの契約解除権）</p> <p>1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。</p> <p>（2）<u>暴力団等反社会的勢力</u></p> <p>（3）<u>暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体。</u></p> <p>（5）<u>他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。</u></p> <p>（6）<u>当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合。</u></p> <p>（7）<u>宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>（8）<u>宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。</u></p> <p>（9）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>（10）<u>寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当</u></p>	<p>刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。</p> <p>第7条（当ホテルの契約解除権）</p> <p>1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、<u>または同行為をしたと認められるとき。</u></p> <p><u>（2）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。</u></p> <p><u>イ）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u></p> <p><u>ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</u></p> <p><u>ハ）法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</u></p> <p>（3）他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合<u>又はそのおそれがある場合。</u></p> <p>（4）<u>宿泊しようとする者が、旅館業法第5条1項1号の2第1項に定める特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>（5）当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担（当ホテルで提供していないサービスの提供を繰り返し要求する行為や不当に当ホテルの従業員を長時間拘束する行為を含みます）を要求した場合。</p> <p>（6）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。</p> <p>（9）宿泊客がこの約款、当ホテルの利用規則その他別途定める約款等に違反したとき。</p> <p>2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。<u>ただし</u>、前項第9号以外の事由による場合には、いまだ提供を受けていない宿泊等のサービス等の料金相当額の違約金を申し受けません。この場合、第18条に基づく請求を妨げられるものではありません。</p> <p>第8条（宿泊の登録）</p> <p>1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>（1）宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び<u>職業</u></p> <p>（2）外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</p> <p>（3）出発日及び出発予定時刻</p> <p>（4）その他、当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、<u>旅行小切手</u>、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを提示していただきます。</p>	<p>（7）<b>禁煙客室での喫煙（電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含む）、消防用設備に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。</b></p> <p>（8）<b>宿泊契約成立後に第5条（10）（11）に定める事由が判明したとき。</b></p> <p>（9）<b>実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。</b></p> <p>（10）宿泊客が<b>本約款</b>、当ホテルの利用規則その他別途定める約款等に違反したとき。</p> <p>2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。<b>但し</b>、前項第6号以外の事由による場合には、いまだ提供を受けていない宿泊等のサービス等の料金相当額の違約金を申し受けません。この場合、第18条に基づく請求を妨げられるものではありません。</p> <p>第8条（宿泊の登録）</p> <p>1. 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>（1）宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び<b>連絡先</b></p> <p>（2）外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日</p> <p>（3）出発日及び出発予定時刻</p> <p>（4）その他、当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを提示していただきます。</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>第9条（客室の使用時間）</p> <p>1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前10時までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。<u>※hotel around TAKAYAMA, Ascend Hotel Collection を除く</u></p> <p>2. <u>宿泊客が hotel around TAKAYAMA, Ascend Hotel Collection の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時(8階の客室は午後2時から翌朝11時)までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。</u></p> <p>3. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。</p> <p>(1) <u>超過5時間までは、超過1時間につき室料の10%</u></p> <p>(2) <u>超過5時間以上は、室料金の全額</u></p>	<p>第9条（客室の使用時間）</p> <p>1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝午前10時までとします。<u>(一部例外のホテルもございます)</u> 但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。</p> <p>2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。</p> <p>(1) <u>超過1時間につき1名1,000円 2名1,500円 3名2,000円 4名2,500円 5名以上3,000円 (株式会社グリーンズが運営するすべてのホテルを対象とします。)</u></p> <p>(2) <u>前号に関し、延長は午後2時までを限度とします。</u></p> <p><u>3. 2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合において、当ホテルは原則として当該客室の清掃を毎日行うものとします。なお、宿泊客から清掃不要のお申し出があった場合、又は清掃不要のプランの場合にかかわらず、4泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合においては、衛生管理の観点から当ホテルは少なくとも3日経過毎に1度、客室に入室し清掃を行うものとし、宿泊客はこれを拒否できないものとします。</u></p> <p><u>4. 前項の客室の清掃にあたっては、当ホテルは、当ホテルのスタッフが宿泊客の私物に触れることのないよう、宿泊客に協力を求めるこ</u></p>



## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>第10条（利用規則の遵守）</p> <p>宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルがご案内する利用規則に従っていただきます。</p>	<p><u>とができるものとします。なお、当ホテルが安全・衛生管理上必要と認める場合には、宿泊者に客室の移動（変更）を求めることができるものとし、宿泊客はこれを拒否できないものとします。</u></p> <p>第10条（利用規則の遵守）</p> <p>1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルがご案内する利用規則（<u>施設内に掲示されているご案内等を含みます</u>）に従っていただきます。</p> <p><u>2. 宿泊客は、宿泊約款および利用規則のほか、当ホテルが安全、衛生上の観点から適切であると判断して行う指示に従っていただきます。宿泊客が正当な事由なく当ホテルの指示に従わない場合、第5条及び第7条の規定に準じて、当ホテルは宿泊を拒絶し、又は宿泊契約を解除し、宿泊客に当ホテルから退去していただくことがあります。</u></p>
<p>第11条（営業時間）</p> <p>1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で案内致します。<u>※hotel around TAKAYAMA, Ascend Hotel Collection を除く</u></p> <p><u>(1) フロント、キャッシャー等サービス時間：24時間</u></p> <p><u>(2) 飲食/施設サービス時間：午前7時から午前9時</u></p>	<p>第11条（営業時間）</p> <p>1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。</p> <p><u>(1) フロント、キャッシャー等サービス時間：施設内の掲示に定めます</u></p> <p><u>イ) 門限</u></p> <p><u>ロ) フロントサービス</u></p> <p><u>(2) 飲食（施設）その他附帯サービス施設時間：施設内の掲示に定めます</u></p> <p><u>イ) 朝食</u></p> <p><u>ロ) その他の飲食等</u></p>



## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>2. <u>hotel around TAKAYAMA, Ascend Hotel Collection</u> の主な施設等の営業時間は、次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等で案内いたします。</p> <p>(1) フロント、キャッシャー等サービス時間：施設内の掲示に定めます</p> <p>(2) 飲食/その他付帯サービス施設時間：施設内の掲示に定めます</p> <p>3. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。</p> <p>第12条（料金の支払い）</p> <p>1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、当ホテルと宿泊客が個別に合意した料金によるものとします。</p> <p>2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。<u>なお、当サイトを利用する場合は、事前クレジットカード支払の方法によることも可能です。</u></p> <p>3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。</p> <p>第13条（当ホテルの責任）</p> <p>1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に生じた損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この</p>	<p><u>(3) 付帯サービス施設時間</u>：施設内の掲示に定めます</p> <p>2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。</p> <p>第12条（料金の支払い）</p> <p>1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、当ホテルと宿泊客が個別に合意した料金によるものとします。</p> <p>2. 前項の宿泊料金等の支払いは、<b>日本国政府が定める指定通貨</b>又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。</p> <p>3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。</p> <p>第13条（当ホテルの責任）</p> <p>1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊客に生じた損害を賠償します。但し、そ</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>限りではありません。</p> <p>2. 当ホテルは、<u>消防機関から適マークを受領しておりますが</u>、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。</p> <p>第14条（契約客室の提供ができないときの取り扱い）</p> <p>1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。</p> <p>2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、<u>違約金</u>相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。</p> <p>第15条（寄託物等の取扱い）</p> <p>1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは<u>旅館賠償責任保険</u>を限度としてその損害を賠償します。</p> <p>2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の</p>	<p>れが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。</p> <p>2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。</p> <p>第14条（契約客室の提供ができないときの取り扱い）</p> <p>1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。</p> <p>2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、<u>取消料</u>相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。</p> <p>第15条（寄託物等の取扱い）</p> <p>1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、<u>当ホテルは1.5万円（当ホテルの故意または重過失の場合を除きます）</u>を限度としてその損害を賠償します。</p> <p>2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテ</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>明告のなかったものについては、15万円若しくは旅館賠償責任保険を限度として当ホテルはその損害を賠償します。</p> <p>第16条（宿泊客手荷物又は携帯品保管）</p> <p>1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。</p> <p>2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、<u>その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、</u>発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察に届けます。</p> <p>3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について、当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。</p> <p>第17条（駐車責任）</p> <p>宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当り、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた場合は、その賠償の責めに任じます。</p>	<p>ルは、その損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、15万円（<u>当ホテルの故意または重過失の場合を除きます</u>）を限度として当ホテルはその損害を賠償します。</p> <p>第16条（宿泊客手荷物又は携帯品保管）</p> <p>1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。</p> <p>2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに<u>残置</u>していた場合は、<u>発見日を含めて14日間保管することとします。但し、消耗品、飲食物その他衛生環境を損なうもの並びに新聞、雑誌、ビニール製傘その他日常生活品等であって、所有権を放棄したと認められるものについては翌日に処分し、現金並びに貴重品については発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けるか、若しくは当社所定の管理手順に従い処理することとします。</u></p> <p>3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について、当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。</p> <p>第17条（駐車責任）</p> <p>宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当り、当ホテルの故意<u>又は</u>過失によって損害を与えた場合は、その賠償</p>

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
<p>第18条（宿泊客の責任）</p> <p>宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。</p>	<p>の責めに任じます。</p> <p>第18条（宿泊客の責任）</p> <p><u>宿泊客による本約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に、当ホテルが被った損害を賠償していただきます。</u></p> <p><u>第19条（裁判管轄及び準拠法）</u></p> <p><u>本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、当ホテルの所在地を管轄する地方裁判所をもって専属管轄裁判所とし、日本の法令に従い解決されるものとします。</u></p> <p><u>第20条（言語）</u></p> <p><u>本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語版と英語版との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語版によるものとします。</u></p> <p><u>第21条（本約款の変更）</u></p> <p><u>1. 当ホテルは、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本約款を随時変更できるものとします。本約款が変更された後の宿泊契約は、変更後の本約款が適用されます。</u></p> <p><u>（1） 本約款の変更が、宿泊客の一般の利益に適合するとき</u></p> <p><u>（2） 本約款の変更が、宿泊契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</u></p>

# 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後																																																																																																																																																																																				
<p>以上 株式会社グリーンズ</p> <p style="text-align: right;">2022年7月1日改定</p> <p>別表「<u>違約金</u>（キャンセルポリシー）」（第6条関係） <u>違約金・契約解除および変更の規定</u> 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわることなく、1日分（初日）の違約金を申し受けます。</p> <p>hotel around TAKAYAMA, Ascend Hotel Collection を除く全店</p> <table border="1" data-bbox="125 1018 788 1123"> <thead> <tr> <th>解除人数</th> <th>不泊</th> <th>当日</th> <th>前日</th> <th>6日前</th> <th>9日前</th> <th>20日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9名</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>10～20名</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>30名以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>hotel around TAKAYAMA, Ascend Hotel Collection</p> <table border="1" data-bbox="125 1305 969 1430"> <thead> <tr> <th>解除人数</th> <th>不泊</th> <th>当日</th> <th>前日</th> <th>2日前</th> <th>3日前</th> <th>4日前</th> <th>5日前</th> <th>6日前</th> <th>7日前</th> <th>8日前</th> <th>9日前</th> <th>10日前</th> <th>14日前</th> <th>20日前</th> <th>30日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14名</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>15～29名</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>30名以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	解除人数	不泊	当日	前日	6日前	9日前	20日前	1～9名	100%	80%	20%	-	-	-	10～20名	100%	100%	80%	20%	10%	-	30名以上	100%	100%	80%	50%	20%	20%	解除人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	9日前	10日前	14日前	20日前	30日前	1～14名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-	15～29名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-	30名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	50%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-	<p><u>2.本約款の変更を行う場合、当ホテルは変更後の本約款の効力発生日を定め、効力発生日の2週間前までに、変更後の本約款の内容とその効力発生日を当ホテルのインターネットサイトに表示する方法により宿泊客に周知します。</u></p> <p><u>3. 前2項の規定にかかわらず、前項の本約款の変更に関する周知後に宿泊客が当ホテルの利用申し込みをした場合又は当ホテル利用日までに宿泊契約の解約の取手を取らなかった場合、当該宿泊者は本約款の変更に同意したものとします。</u></p> <p>以上 株式会社グリーンズ</p> <p style="text-align: right;">2024年1月15日改定</p> <p>別表「<u>取消料</u>（キャンセルポリシー）」（第6条関係）</p> <p>基本のキャンセルポリシー（下記注記を併せてご確認ください）</p> <table border="1" data-bbox="999 1066 1576 1171"> <thead> <tr> <th>解除人数</th> <th>不泊</th> <th>当日</th> <th>前日</th> <th>10日前</th> <th>20日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5名</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6～14名</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>15名以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>40%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別店舗のキャンセルポリシー（下記注記を併せてご確認ください） (hotel around TAKAYAMA)</p> <table border="1" data-bbox="999 1359 1836 1484"> <thead> <tr> <th>解除人数</th> <th>不泊</th> <th>当日</th> <th>前日</th> <th>2日前</th> <th>3日前</th> <th>4日前</th> <th>5日前</th> <th>6日前</th> <th>7日前</th> <th>8日前</th> <th>9日前</th> <th>10日前</th> <th>14日前</th> <th>20日前</th> <th>30日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～14名</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>15～29名</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>30名以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	解除人数	不泊	当日	前日	10日前	20日前	1～5名	100%	80%	20%	-	-	6～14名	100%	100%	80%	20%	-	15名以上	100%	100%	80%	40%	20%	解除人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	9日前	10日前	14日前	20日前	30日前	1～14名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-	15～29名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-	30名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	50%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-
解除人数	不泊	当日	前日	6日前	9日前	20日前																																																																																																																																																																															
1～9名	100%	80%	20%	-	-	-																																																																																																																																																																															
10～20名	100%	100%	80%	20%	10%	-																																																																																																																																																																															
30名以上	100%	100%	80%	50%	20%	20%																																																																																																																																																																															
解除人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	9日前	10日前	14日前	20日前	30日前																																																																																																																																																																						
1～14名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																						
15～29名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-																																																																																																																																																																						
30名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	50%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-																																																																																																																																																																						
解除人数	不泊	当日	前日	10日前	20日前																																																																																																																																																																																
1～5名	100%	80%	20%	-	-																																																																																																																																																																																
6～14名	100%	100%	80%	20%	-																																																																																																																																																																																
15名以上	100%	100%	80%	40%	20%																																																																																																																																																																																
解除人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	9日前	10日前	14日前	20日前	30日前																																																																																																																																																																						
1～14名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																						
15～29名	100%	100%	80%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-	-	-	-																																																																																																																																																																						
30名以上	100%	100%	80%	50%	50%	50%	50%	50%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	-																																																																																																																																																																						

## 宿泊約款 新旧対照表

現行	改定後
	<p><u>(注記)</u></p> <p>※%は、宿泊料金に対する<u>取消料</u>の比率です。</p> <p>※契約日数の短縮、及び室数の減少など一部について変更があった場合は、該当する全ての日の分についての<u>取消料</u>を収受します。</p> <p>※契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の<u>取消料</u>を収受します。</p> <p>※%は、宿泊料金に対する<u>違約金</u>の比率です。</p> <p>※契約日数の短縮、及び室数の減少など一部について変更があった場合は、該当する全ての日の分についての<u>違約金</u>を収受します。</p> <p>※契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の<u>違約金</u>を収受します。</p>